

附  
録

本  
教  
講  
録  
第壹・二輯  
明治十三年

師  
岡  
正  
胤  
編輯

權少教正師岡正胤編輯

本  
教  
學  
法  
論  
叢  
書

第  
壹  
輯

講録目次

敬神

權少教正堀 秀成

名實全カルベシ

中講 義久保 惠隣

祓

大講 義三宅 良秀

敬神

權少教正堀 秀成

愛國

大講 義深川 照阿 聽者筆記

敬神

權少教正村田 清昌 同

外歌文二編

此書の講録を旨とすれども教義に要なる考說文章詩歌等も採録して刊布せんと欲す請ふ篤志乃諸君講録說話秀詠佳章と投寄有らむ事を

編者謹白

本教講録第壹輯

權少教正堀 秀成

○愛國

乾坤初分<sup>テ</sup>參神<sup>ル</sup>作<sup>シ</sup>造化之首<sup>ヲ</sup>。陰陽斯開<sup>ル</sup>。二靈爲<sup>シ</sup>群品之祖<sup>ト</sup>云々。

此ハ古傳の御趣意を受けて。古事記の序ハ。太朝臣安曆の述  
られたる語で、乾坤初分といふハ。天地の分るゝ時といふ  
事よて。此世の初を云ひ參神といふハ。天御中主神。高皇產靈  
神。神皇產靈神三柱の神を申奉り。作造化之首<sup>ト</sup>といふハ。此三  
柱の神様の奇<sup>ク</sup>しく妙<sup>ク</sup>なる御神徳よよりて。動物を初め。植物  
より。此天地間よ有りとあらゆる物の源<sup>ヲ</sup>を初め給ひしを云  
ひ。陰陽斯開<sup>ル</sup>。二靈爲<sup>シ</sup>群品之祖<sup>ト</sup>といふハ。男女の道の開くる時  
運となりて。世の中の人々の元の御先祖と坐<sup>ス</sup>します。伊邪那

岐伊那那美二柱の神様の造化神の御神徳を御承遊させられ。夫婦の大禮を御初なされたよりて、今日一日片時もなくて適あはぬ万物を産うみ玉たまひ其祖おやとなり給たまひをいふで。此こよよれば世の中よ有とあらゆる万物ものハ皆此神の初め給ひて人々ひと御授たまけ遊あそべられたるもので。其故ゆゑは万物ものハ人々の爲ためは神様の其本を授け給ひ人ハ其を受けて其末しうまを補おぎなひ足らぬめて世の中の用もちは充みて國を富とすより外ほかは人の務わざハないで。故ゆゑは此世の中よハ無用物と云ふものハ一も无なき筈はずなれども人の怠おろそりよりして有用物の何時いつとなく無用物むじやうぶつなる事があるよ依て人ハ此こは深く注意ちやういして一度無用物むじやうぶつなりたるものを再び有用物ゆうじやうぶつは復かえさむと勵むげみ務むむるが國くには對する人民の義務きむといふもので。譬たとへは田畑でんげの様ようなも

のも。其を作る人の怠りオコシより。次第に荒れて不毛の地となる時ハ。即ち無用物なれども。此を勉強ツヅミして怠らざ。再び開墾カイケンして。本の田畑とする時ハ。即ち有用物となるでム。今全國の人民。職業トクハ各異なれども。何事をも个様コトハ心を用ふる時ハ。天下に無用物ムトクハ絶タズてなき様サマハなります。皇國の地味。風土。山野の趣オモムネを以て。外國人の見る所ミにてハ。一億万の歳入サイニウハ必カナラず有べき國であるハと評する由なるハ。現今の歳入一億万ハハ大不足なるハ。未なた我國ハ無用物多く。無用の民の澤山ある故ゆでム。然るを唯我國ハ神孫トヤ。皇統一系の國トヤと。系圖自慢オコシをしてモ。國に無用物多くして。國ハ衰オトロへ。民ハ貧困ヒンコンに落入オらは。万國に比類なき御系圖の光も耀カキりぞ。外國に輕蔑オコシせられて。只己が國にて。肩カサを怒イカらじ。肱ヒコを張ハて喋々オソクと國休論を

爲も。何の詮もなき事也。譬へは我家ハ清和源氏の嫡流ト  
や。八幡太郎何代の正統トやと。系圖自慢をする人の。若し貧  
困に迫りて。人力車を引て居ならば。其正統も嫡流も詮なき  
のみならず。却て家柄自慢ハ物笑となる様なもので也。然れ  
ハ。國体くと徒に。國自慢をして居るよりハ。此國体を。國体  
のまゝと万世と維持する様とせねはなりません。其國体  
を萬世と維持せむとならば。即ち國と一物として。無用の物  
なく。一人として無用の民のない様とやらねばなりません。  
我々ハ決して國体くとやります。國体をのみ説く職掌  
でない。此國体を万世と維持する心得方を。各々と對して  
説諭する職也。抑神ハ人之富と貴とを授玉ハせして。富と  
も賞とも成むとすれば。ならるゝ働を授け給ふものなれば。

人々必<sup>ズ</sup>知識を開き。職業<sup>ヲ</sup>盡力して。世の無用物とならざ。貴人とも。富者とも成らむと。心懸<sup>カ</sup>くべき事<sup>ヲ</sup>で<sup>ム</sup>。智識<sup>ヲ</sup>こへ開<sup>ヒテ</sup>たる上<sup>ハ</sup>。何<sup>カ</sup>なる賤者も。貴人<sup>ト</sup>なられ。何<sup>カ</sup>なる貧者も。富人<sup>ト</sup>ならる<sup>ト</sup>事<sup>ハ</sup>疑なきもので<sup>ム</sup>。偕實<sup>ハ</sup>世<sup>ニ</sup>捨<sup>ス</sup>り物<sup>ト</sup>て<sup>ハ</sup>。一物もなきものなれど。人の知識の開けざるより。捨<sup>リ</sup>りもの<sup>ノ</sup>出來るので。いさ<sup>ト</sup>りなる<sup>レ</sup>ば<sup>ル</sup>きれの屑<sup>ヅ</sup>など<sup>ハ</sup>。何の用<sup>ノ</sup>も立ぬものなるを。近頃東京王子村<sup>ニ</sup>て<sup>ハ</sup>製紙場<sup>ヲ</sup>を設<sup>テ</sup>けて。此<sup>ノ</sup>ぼ<sup>ろ</sup>きれを製して。外國人も驚<sup>カ</sup>く計<sup>ハ</sup>の西洋紙<sup>ヲ</sup>を製<sup>シ</sup>て出<sup>シ</sup>ました。又牛の骨<sup>など</sup>ハ不潔<sup>ト</sup>して用<sup>ノ</sup>もた<sup>ス</sup>べ<sup>ク</sup>。捨<sup>ス</sup>所<sup>ニ</sup>も困<sup>ル</sup>る程<sup>ノ</sup>物<sup>ナル</sup>。此<sup>ヲ</sup>を製して。人命<sup>ヲ</sup>を保<sup>ツ</sup>物<sup>ヲ</sup>を作<sup>ル</sup>肥<sup>ニ</sup>に甚<sup>ク</sup>たよきものとな<sup>ル</sup>様<sup>ナル</sup>もので<sup>ム</sup>。如此<sup>ノ</sup>人智次第<sup>ニ</sup>に開<sup>ケ</sup>ゆる<sup>ク</sup>時勢<sup>ニ</sup>逢<sup>ヒ</sup>ながら。舊<sup>キ</sup>弊<sup>ヲ</sup>を守<sup>リ</sup>つ<sup>ト</sup>。無用物<sup>ヲ</sup>を轉<sup>シ</sup>て有用物



に爲すの念も無く。我身もやがて世の無用物の一にあるは。何に詮なき事ではムむ。昔或所に男子二人もちたる翁が。將に死なむとするとき。二人の子を枕邊によびて。我この度ハ病氣全快の見込ハないが。然るに汝等二人に譲るべきものハ一もないが。唯葡萄畑の内よと云て息たえたる故に。二人の子ハ野邊の送りを營みて。次の日云々様ハ。父の仰せに譲るべきものハ。唯葡萄畑の内よといひ遺されたるが。必ぎ彼の畑之。金を埋め置き玉ひしに相違ない。いでや堀出して。兄弟わけ様とて。二人ハ耒耜を持て。一日二日の内に。力の限り其畑を盡く堀りへして見ると。一枚の金も出ぬ故に。二人ハ大に望が遠い升たが。畑の土を殘る所なく堀りへしたる故に。其年ハ常よりりて。葡萄のみのりよくて。數多の金

を得たといふ話が、ムが。此即ち前より申したる處の、神は人より富を授くるものゝあらざして、唯富はならざるべき働きを與へ玉ふといふもので、神は此の翁の様なもの、人へ此二人の兄弟の様なもの、ム。今此翁其子より金を與へて、金を得べき事を與へ、子も亦翁より金を受け、ム。自身の働きの以て金を得た、ム。此等の事を思ひても、世は無用の人とならぬ様は心懸て、我皇國三千五百萬の人民、同心協力したらむ、ハ。皇統一系の御國體も、名實相適ひて萬國は誇るべき國となる、ム。唯手を拍て神様を拜む、ハ。りりが敬神でも無く、喋々と國自慢を、ム。するが愛國でもござらぬより、前申す如く、國は無用の物なく、無用の民なり、ム。ららぬ、ハ。我皇國を、ム。地球上の富國となして、參神造化の首を、ハ。玉ひ、二靈群

品の祖オキとなり玉タマいと御神恩ミカミを報ウケひ奉ホウるが眞マコトの敬ウヤ神愛國ミカミといふものでト。

○名實全ナニりニ信シじ

中講義 久保 憲 隣

劔太刀彌研ツルギくべし古コへゆ清亮スミヤカく負オシて來キにシるの名ナぞ

此歌コトの萬葉集廿ニ卷マキに載ノせて。大伴宿彌家持卿オホトモノスミヤカノミケノミコの作シにて。教諭ウチシヅメ族歌ウヂウタとある長歌ナガウタの末ヘに附ツられたり。一首ヒトクサの意イハレ。大伴氏オホトモノウヂと。清スミヤカく亮スミヤカりに。神代カミヨ以來ヨリ名ナに負オシ持モチたる吾オレ同族ドウジツハ。必カナラき其名ナに耻ハヂざる様サマにすべく。劔太刀ツルギを研ヒて。彌々タタ益トク々トク切キるト如トシく。心ココロを正ただしく身ミを脩ツクめ。業ノトを勵ムむべしとなり。抑サメ此コノ大伴氏オホトモノウヂの御先祖ミカドノササノ。天忍アメノシ日命ヒノミコの。天孫降臨アマノミコノカミの時トキ。天照大御神アマテラスノミコの勅ミコトノコトに従したがひ岩鞆イハノツツを背負セオシひ。弓矢ユミヤを手狭テニヤみ。久米部クメノベの軍人イクサノヒトを帥シラサる前驅マヘノシラサして天降アメノシり給たまひ。其御孫道臣命ミコノミチノミコの。神武天皇東征カムヤマトノミカドノヒガシノセムの御時ミトキ。大將軍オホノシラサとして大オホに勳功イクサノトクを

立玉ひ。これより歴世武を以て天朝に仕奉りたる家柄あり。然るに故ありて。家持の同族なりと。大伴古慈悲宿禰、讒言を蒙り任を解られしは。を諭さんとして右の歌はよまれし也。昔景行天皇の御代に岩鹿六獵命の功を賞て。倭國ハ以行事負名國也とのたまへる如く。皇國の風儀。その名を命ぜるに。其實を本とと。更に虚名なきは。その名といふ語をもても知るゝ事にて。名といふ成熟生などいふ語の本語にて。即ち物の成り整たる上に。其物の實によりて。負するものなれば。名といふ也。然れハ漢籍に。名ハ實の賓なりといへども。實に輕ららざる事にて。名實の背りぬやうに心得べき事なり。古より功を賞して名を給ひし例ハ。神代に伊奘諾尊の桃實に。大加牟都美命といふ名を賜ひしを始め。神武天皇の導き

の功をもて。道臣命の名を賜ひし類甚多し。後世にも豊臣太閤の曾呂利新左衛門。尼子經久の大杉拔右衛門の類も。やがて此の遺風と云ふべし。されは其功ある者の必き其名あり。其名ある者の必其實ある故に。人皆其名を重トたる事なり。後世になりて。名實相反する者多く。甚しき其官職の事を爲さむして大納言とり。何守とり名乗り。遂に菓子を賣り。小間物を鬻ぐ商人にも。山城大様。大和太様など。官名を犯せるものもありし。亂世の習といひながら。片腹痛き事どもなり。さて其亂世にても。さすがに貴く床しき。彼の三位中將。新田義貞朝臣の未だ十七歳はりして。小太郎と云れしとき。其族の人々に向て。吾家代々朝廷の瓜牙たり。叛を討ち。亂を撥ひて。義不貞則不可とて。自ら義貞と名乗り。又

舍弟小次郎之向ひ。吾も義を擧げハ汝宜く我が助をなすべしとて。義助と名附られたる由。新田氏の舊記に見ゆたり。果して其言の如く。義貞ハ義兵を起して。朝廷の御爲に忠を盡され。義助ハ兄を助けて。とも天朝の御爲に力を盡されたり。是義貞義助の名に背りざるものなり。但如此事ハ。平人われくの及ぶところにあらざれども。國內の人民。士農工商各先祖以來傳へ來れる職業あり。又己れ始めて成り得たる技術もあれど。兎も角も其業其術の實ありて。名に耻事なく。勉め勵み。美名を後世まで輝さんと心がけ。假にも所謂有名無實の謗を受ざるやうところあらまほしけれ。どハいへ。惡名とても。世に立ハ響なるべしなど思ひあやまり。或ハ徒らに名のみ求めて。其實を勉めざるが如きハ。又

大ニ非事なれば。これらの事も云はまほしけれど。今ハたゞ  
名實相ともとの全くるべき由と。大凡といへるのみなり。猶席  
と重ねて講述すべし。

○祓

大講義 三宅良秀

高天原爾神留座。皇親神漏岐。神漏美乃命以。八百萬神等乎  
神集々賜比。神議々賜氏。云々。大倭日高見之國乎。安國止定奉  
氏。下津岩根爾宮柱太敷立。高天原爾千木高知氏。皇御孫之命  
乃美頭乃御舍仕奉氏。天之御蔭日之御蔭止隱坐氏。安國止平  
氣所知食武國中爾成出牟。天之益人等我。云々。許々太久乃罪  
出牟。

日々々々に積る心の罪穢はらひ清めてわれをたすけよ。  
凡そ世中の人々にハ。貴き者にも卑き者にも。智ある者にも。

愚なる者とも。必<sup>ズ</sup>不知<sup>ス</sup>く過<sup>ア</sup>犯<sup>チ</sup>して。神の深<sup>ク</sup>く惡<sup>ク</sup>み給<sup>ヒ</sup>ひ。嫌<sup>ハ</sup>ひ給<sup>フ</sup>ふ處の罪<sup>ミ</sup>といふものが有<sup>ル</sup>もので。偕<sup>ケ</sup>様と申すと。彼<sup>カ</sup>の佛法や。耶蘇教の口<sup>ク</sup>似<sup>ト</sup>を爲<sup>ル</sup>と思ふ人も御座<sup>ザ</sup>らうが。決して彼<sup>カ</sup>口<sup>ク</sup>似<sup>ト</sup>を爲<sup>ル</sup>ので。抑<sup>ク</sup>罪と云ふ詞<sup>ゴト</sup>の義<sup>コト</sup>ハ積<sup>ミ</sup>重<sup>カ</sup>ぬるといふ意<sup>イ</sup>と。包<sup>ツ</sup>み隱<sup>カ</sup>すといふ意<sup>イ</sup>とを兼<sup>カ</sup>たる詞<sup>ゴト</sup>で。少<sup>ク</sup>く宛<sup>ヅ</sup>の過<sup>ト</sup>を不知<sup>ス</sup>く積<sup>ミ</sup>重<sup>カ</sup>ぬ。其<sup>ノ</sup>を表<sup>ス</sup>すハ顯<sup>ハ</sup>さず。心<sup>ココロ</sup>の中<sup>ナカ</sup>に包<sup>ツ</sup>み隱<sup>カ</sup>して置<sup>ク</sup>く。之<sup>コレ</sup>が即<sup>チ</sup>ち罪<sup>ト</sup>で。偕<sup>ケ</sup>其<sup>ノ</sup>不知<sup>ス</sup>く積<sup>ミ</sup>重<sup>カ</sup>ぬる過<sup>ト</sup>ハ。多<sup>ク</sup>くハ情<sup>シヨ</sup>よ<sup>ク</sup>り生<sup>タ</sup>る者<sup>ト</sup>で。其<sup>ハ</sup>左<sup>サ</sup>程<sup>ハ</sup>と怒<sup>カ</sup>るま<sup>ト</sup>き事<sup>ト</sup>も甚<sup>シ</sup>く怒<sup>リ</sup>。又<sup>チ</sup>左<sup>サ</sup>程<sup>ハ</sup>と憎<sup>ム</sup>ま<sup>ト</sup>き事<sup>ト</sup>も甚<sup>シ</sup>く憎<sup>ミ</sup>。或<sup>ハ</sup>怨<sup>ヲ</sup>み。或<sup>ハ</sup>謗<sup>ヲ</sup>りなどする事<sup>ト</sup>が常<sup>ニ</sup>あり。又<sup>チ</sup>動<sup>ク</sup>もすれバ自<sup>ジ</sup>身<sup>シ</sup>で。此<sup>ハ</sup>善<sup>ク</sup>くさい事<sup>ト</sup>。爲<sup>ス</sup>ま<sup>ト</sup>き事<sup>ト</sup>といふ事<sup>ト</sup>を知<sup>リ</sup>ながら。此<sup>コノ</sup>位<sup>ノ</sup>な些<sup>ス</sup>事<sup>ト</sup>ハ爲<sup>ス</sup>たりとて。左<sup>サ</sup>程<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>の罪<sup>ト</sup>ハなるまいと思<sup>フ</sup>うて。す<sup>ル</sup>事<sup>ト</sup>が有<sup>ル</sup>外<sup>ニ</sup>。



之を日々くく積重ぬれば遂に罪となるでム。假令ハ同ト  
着物を久しく着て居ると垢のつく様なもの。又「氣もつりぞ  
目とも見えぬぞ何時の間はほこりのたまる袂なりけり」と  
云ふ歌の如く久しく袂の掃除をせざに置ばほこりがたま  
るでムが。然らば此ほこりハ何時たまつたりと云ふ。其ハ氣  
もつりぞ目とも見えぬぞ。月日を重ぬるに依てたまるでム。  
人の心は積る罪も其通り何時罪を作りたといふ事ハ。氣も  
つりぞ目にも見えぬぞ。月日を重ぬる其内にハ。或ハ怒り。或  
ハ誇り。或ハ怨み。又此位な事ハと思ひて爲た事が。段々心に  
積重りて。遂に人も惡み。神も嫌ひ玉ふ罪人となるのでム。其  
故に御本文の御詞に天之益人等が許々大久の罪出む。と有  
て神ならぬ人の身にしてハ。多の罪の出来る者といふ古の

御傳も有るので、備衣と垢の付たるは洗へ、清淨となり。袂  
とほこりのたまつたのは拂へ、落失ますが、心の中と積重  
ぬたる罪斗は、洗ても拂ても落る事の出来ぬ者故に、神代の  
昔に天神等の深く世の人を愛しく思召す御心より、其洗ひ  
ても、拂ひても落失ぬ所の心の内の罪を祓ふ爲に、祓の式と  
いふ者を御定め遊ばされ、天皇の御先祖とおはします瓊々  
岐命さまの御天降の時、うへて御下し遊ばされ、其よりハ御  
代々、天皇を始め、百官有司ハ申し及はば、下萬民悉く祓の式  
を行ひて罪穢を祓ひ去り、心の中を清淨としたで、故に  
天下も太平に治り、朝廷の御勢も盛にして、世中ハ春の心の  
穩に、嗚呼、樂き大御代やと、此世を目出度終つた其後ハ、神の  
御許に立歸り、娛樂を受る者のみ多くて、苦瀬に落て、苦む人

ハ到イタてすくなりつたが。善ヨキ事に禍ガハ事コトいつく世ヨの習ナラヒにて。應神  
天皇の大御代にハ。百濟國則ナラバ今の朝鮮より儒教の渡り。欽明  
天皇の大御代に。佛教の渡りてより。恐くも一天萬乘の天子  
様さへに。厚く儒佛を御信仰遊され。其他ハ尊きも卑きも貴  
賤上下の差別ぬく。皆儒佛の教に惑マヨひ果ハて。天神の深き大  
御心より。御定になりたる大祓の御式も。次第くくオトと衰オトへて  
人皇七十三代圓ヒラ幡ハ天皇の天元五年六月の大祓に至てハ。數  
多の公卿にして。一人も參る者なく。又内ウチ侍シ所トコロハ皆々故障を  
申立て。唯タダの一人も出る者が无つた故ユ。止ヤむ事を得ず。右少  
辨シ藤原唯成を上代とし。女史と云ふ女官を内侍代として。漸ヤ  
々シとすむたが。是年の十二月の大祓ハ。一人も大祓の席マに  
臨ミむ者なく。遂シに此御代コノミコトに至りて全く絶果タツました其故シ。朝

廷ハ漸ク衰へましく藤原氏の勢ハますます盛にして天下の政權ハ臣下の手に落果て源頼朝の鎌倉に幕府を開きしより引續き北條足利の逆賊世に出て上ハ朝廷を蔑にし奉り下ハ萬民を苦しめ天下麻の如く亂とみたれ果たるも其源を尋れハ外でハない天神祖の深き大御心より御定遊されたる最も大切なる大祓の御神事が廢れて行ハれざるよりりりたる大亂とも立至るといふ者ぞ然るを尊くも恐くも今上天皇の大御位と即せられて上ハ天神を敬ひ遊ハされ下ハ萬民を仁み遊さる大御心の厚く深きより數百年の間絶果て曾て知者も无た大祓の御神事を再ハ御興遊ハさせられ明治四年の六月とハ朝廷と於て始て行ハせられ同五年の六月とハ天下一般執行様と御布告と相成てりら

ハ官國幣社ハ申迄も無く。府縣鄉村社ニ至る迄。都も鄙も殘  
る處なく。六月三十日と。十二月三十一日と。必だ大祓の御  
式の行ハる様ニ相成。天下の人民知らざく。恩澤を蒙る様  
となりましたのハ。全く天子様の尊とき御賜物でム。苟も我  
道を奉だる人々ハ。天皇陛下の人民を御仁愛遊さる。御心  
を心として。六月と十二月との大祓の日ニハ。必だ其處々の  
土産神社ニ參詣し。前非を後悔し。今日より始めて必だ罪咎  
ハ犯さずと。神前ニ誓ひ。祓をなし。また六月十二月の兩度の  
みならだ。常ニ神前ニ於て天神國神祓ひ給ひ清め玉へと。神  
様ニ祈りて必だ。恨むまどき事ニハ恨まだ。怒るまどき事ニ  
ハ怒らだ。人を謗らだ。天を咎めだ。些少の事ニても惡事と知  
つた事ハ必だ爲だ。善事と知た事ハ必だ行うて。常ニ清

淨の身となりて居たい者でム。偕人生ハ朝露の如しとも。風  
前の燈とも云ふ如く。果なきものであれバ。何時彼の世の人  
と成りも知れませむ。今ハの際となりて何斗後悔致しても  
甲斐なき事でム。少くも我ガ心中ノ罪を積重。包み隠さ  
ず。常ニ清々しき心を持って何時神様の御許ニ立歸らうとも。  
少も恥ぬ様ニ平常ニ心懸を致置が第一でム。

日々くく積る心の罪穢ばらひ清めて我を助けよ。

○敬神

權少教正 堀 秀 成

朝ほらけ宇治の川霧絶たえとあらハれ渡る瀬々の綱代木  
此歌ハ。權中納言定頼卿の歌で。千載集とのせられ又小倉百  
人一首とも見わたる歌でム。偕歌の意ハ。朝ほらけといふハ。  
夜の明る頃。東方のほのくと。白みゆくをいひ。宇治の川霧

絶たえといふは。追々霧の絶間の出來る狀を云ひ。瀬々と  
ハ。瀬毎といふ意にて。水の流れの滯る所を瀬と申し。あト  
る木といふは。氷魚といふ魚を取る爲に。杭を打て。川水を堰  
ぎて。綱を張る代と爲るに由て。綱代のみとはぶきて。綱代と  
いふでム。偕一首の意は。宇治川の水面に。霧の覆ひ渡りたる  
が。夜のほのくと。明行頃。川霧は漸々と晴れて。絶間の出來  
るまじく。霧の絶間より綱代木の見ゆるに實によ  
き景色トやといふ意でム。偕此歌を以て神を敬ふ處の心の  
動き行く有狀を申さば。川霧の水面を覆ひ隠したるは。惑心の  
心の有様なもので。夜の明行は。智の漸々よ開きゆく様なる  
の。絶々の。智の開くるよ従ひて。惑心の失ゆく様なるの。顯れ  
渡る瀬々の綱代木は。惑心の失行まじく。神の必きおはし

ます所以<sup>ユ</sup>を知る様なものでム。抑敬神の門に入むとするにハ。先第一に神明の現に坐ます事を悟らねばなり舛む。神明の現に坐事を悟るにハ。先智を開くねばれりませむ。既に智を開きて道理は明なる時ハ。神明のます事ハ判然<sup>ハツキリ</sup>と悟らるゝものでム。然るに智の開けざる所より。産靈<sup>ムスヒ</sup>神より賜<sup>タマ</sup>はりし。靈妙なる神魂に迷の雲のりりて。遂に現在に在ります神の有りや無しやを疑ふに至るでム。譬へは目を病む者ハ。火に五色の色ありと見<sup>ミ</sup>に。耳を病者<sup>ヤミ</sup>ハ。空中に金鼓<sup>ツツ</sup>の聲ありと聞ゆる様な者でム。素より火に五色の色ハなし。空中に金鼓の聲ハなければども。耳目に病あるが爲に。彼に無きものを此にありとし。彼に有物を此に無しとする様な事ハ。皆迷<sup>ヒ</sup>の雲のりりてあるが故でム。昔大和國に。菩提山<sup>ボダイ</sup>、忠寬<sup>チウケン</sup>とい



ひし僧がありました。此僧ハ恒ツツニ眠ネムるくせがありたる故  
ニ。世、人あた名として眠僧正と申した。此僧屢シバシバ都より召れ  
て。天子様の御前に仕候致した事。有舛たと申事。て。或  
時例の通り眠り居たりと。菩提山トクジサンにすむでゐる鶏トリの時を  
告るも。忠寛ハ召と聞て。急ニ馬ニ乗り大内ニ至り。祇候キコウの人  
ニ就て忠寛召オシニ應トて。參上仕候といふ。人々異アヤシみて近日  
忠寛を召れたる事ハ無き筈なるが。何ナニぞ事の相違であらう  
と申す時。殿上の御庭ニ鶏の時を告るを聞き。あれあの様  
ニ忠寛チウケンと召給ふものをと云ひ。事コトが書見シキミにまじた  
が。此ハ忠寛が心ニ聞ヒキ僻ヒカたるが迷マヨの種タネとなりて。彼の鶏の聲  
の忠寛と聞えたるもので。諸近シヨキンを知り。見ゆるを知る。下  
愚者の常に。遠を知り見えずるを悟る。上智者ウヂヤウシヤニ非れ

は知れぬ者でム。比諭て云は、目ハ上に位し。耳ハ之に次ぎ。鼻又之に次ぎ。口ハ最も下し位して居るが。口ハ物を口中に容れて。始て其味を知るものでムが。甚だ近くして知るハ下愚の様なもの。鼻ハ五六間。又ハ十間以外の香を嗅げハ。口より勝り。耳ハ鼻より遠き音をきく。目ハまた耳より上しありて。十丁。二十丁。又一里以外の物を見れば。口鼻耳より上し位する處ハ。上智に似て居るでム。然れば遠く目し見にぬ幽冥を悟るハ。即ち智を開くしあります。然れば人ハ知るといふ事がなければなりません。知て後天地の大なる。神の尊きを辨へ知るでム。偕神ハ之を造り給ひ。人ハ之を知る。神の之を造り玉ふハ。造化の神徳よよる事。人の之を知るハ。靈魂の奇よよる事でム。然れば先知識を開きて。靈魂の妙用となす事

とらば。神明まゝ坐て。神異をなし給ふ事も知らるゝて。人  
櫻の色の妙なる。梅の香の勝れるなど。其木は何の設けた  
る器械もなげれども。咲出たる色は。天下の名人と稱るゝ染  
色師も曾て及ばず。薰り出たる香は。名たる香も決して及  
ばざる様なるので。神明は目も見え給はせ。手も取れぬ  
ど。其神異の顯はるゝに到りては。目前に見えて甚だ畏き事  
を思はぬはなり。舛む。又晴渡りて塵斗の雲もなき空は。雨  
の種は何處に在りと思ふは。りて。雨氣を催し降出す  
よ及びては。河水も溢れ。堤も崩るゝに至り。風の和ぎたる日  
に。草木の末葉も動りぬはりなるを。大風起るに及では。  
大樹を根掘に。人家を倒すに至る様なもので。無きが如く  
思ふ神明の奇異を顯し玉ふは。實に如此で。人の靈魂も亦

此に同トク。靈魂、妙用心となり。心の動クざる時の平穩ツマヤカなるを。悲しき事を見たり聞たりすれば。速ク涙の流レ（雨の降る様なもの）勇イサしき事に當れば。速ク進ミ（風ガ吹ク）意カチ通スハざる事ト觸フるれば。速ク怒ル（雷ノ發ス）皆觸フルト物トよりて。心の動クこと此様なものでム。故ニ神ハ誠コト意カチ感トて動キ給ヒ穢オホシふれて怒りたゆふものでム。故ニ息長足姫命則神功皇后の御敬神よりて海潮ウミナミの進ミ。新田義貞朝臣の誠コト意カチよりて海潮の退クたるも。神明其誠意に感格カチ給フものでム。昔白河天皇西川（今の大井川）行幸ありて。御船遊ありし時に。詩歌管絃の舟三艘を浮へ玉ひて。詩をよくするものハ詩の舟に乗せ。歌を能する者ハ歌の舟に乗せ。管絃に聞ニある者ハ。管絃の舟にと分ちて御乗せ遊されたが。此時正三位源經信卿御供に役れて。

後より走せ參られ舛たが。最早三艘の舟ハ岸を離れたる故  
こ。汀タギこイみて船よせよと呼こ。船をとく者孰トクれの舟をよせ  
候らはむといへバ。經信卿何れの舟こても苦こりらむと云ふ  
故こ。管絃の舟岸を離れて近ければ。其船に乗りて管絃をな  
こ。或ハ詩を作り。歌を詠みたと云ふ事でム。一能ある人たに  
稀なるに。詩歌管絃を兼て人に勝れたるは。めで度事なりと  
譽られこ位の才能ある人なるに。或時北野の社前を通トホらる  
こに車より下らむ。乗たる儘にて過ぎ通られこを。或人怪オモシみ  
て問たる時に。經信卿答て。四位不ト拜セ二位於ナ式有之。管公存日  
不過ニ二品沒而爲神何享ニ非禮哉。と云ふ事が古事談といふ書  
にありませすが。四位の人の二位の人に逢アひて車より下らむ  
るハ。人と人との禮式でム。管公ハ太政大臣の贈官もあるが

上に神となりてましますを。人と神とを混トてハ。何程學問  
があらうとも。管絃が上手でも。人の道の本たる神を敬ふ情  
の无きハ。必竟理ヲ暗き者でム。然れば先第一ノ知識を開き。  
川霧の立覆ふ惑を晴らして。綱代木を直ニ見る如く。神明の  
まします道理を明よして。神を敬ひ奉らぬはならぬ事でご  
ざる。

○深川大講義講説

聽者筆記

大名持少名彦のよるしくも作り固めし大やしま國。

此歌ハ。毎度講題ヲ取出ていふ所の。玉鉾百首の歌で。歌の意  
ハ聞江たる如く。此大日本國ハ。大名持。少名彦。二柱の神の御  
心を盡させられて。足ハぬ事なく。飽ぬ事なく。美しくよるし  
く御作り固めなされた。大八洲國。則大日本國であると言の

意でム。抑大名持神ハ。國神ヲ坐カまして。顯露界カと言て。目ミ見  
ゆる世界を御主宰シユサイなされて。遂ツヒニ幽冥界ユウイカイと言ひて。目ミ見え  
ぬ世界ミ御入遊ミされ。少名彥神ハ天神ミ坐カまして。幽冥界カと言  
て。目ミ見えぬ世界ミにて御生れ成されて。遂ツヒニ顯露世界カの。目  
に見ゆる世界ミへ御出遊ミハされたる神ミ也。譬タトへハ組合せたる  
糸ミの様なものでム。これミハ實ミに。口ミにも陳チへがたク。筆ミにも  
記ミし難クき奇妙不測フシなる神理ミのある事ミでム。ろミこミで大名持神  
の大ミハ。天地ミの限ミり。至ミらざる所ミなき至大ミを証カし。少名彥神ミの  
少ミハ。虫鏡ムシキタをミりくミるとも。眼力ミの及ミざる所ミの極微キョクビを證カするミで  
ム。今ミ此ミ身体ミに就ミていミへミ。大國主神ミハ。身体ミに屬給ツキひ。少名彥  
神ミハ。神魂ミに屬給ツキへり。之ミり即ミち。身心ミの二ミであるミに因ミて。我身  
体ミと心ミと和合ミして。萬事成就ミすれども。若ミし和合ミせぬ時ミハ。何

一成就するものではない。如何となれば今此身ハ即ち大名持神。少名彦神と同体の様なものでム。其故に此身体と心と。鳥の兩翼フタシツバの如く。車の兩輪フタツグの如く。暫くも離れトず。一和して。身ハ心の差圖に少しも違ズカハず。心もまた此身に備りたる働ハタケの。其分々に超過ズせぬ様にならねばならぬ事てム。然るをも此身ハ心の差圖に従ハず。心もまた身に備りたる働ハタケをりへりみぞして誇り驕ホコるときハ。鳥に兩翼なき如く。車に兩輪ツグのなき如くにして。たゞに事業のならざるのみならず。此一身が世に立ちぬるてム。其故に大名持神と。少名彦神と。御兄弟と御成遊され共に力を協せ心を同くし給ひて。講題の歌の如く。宜しく足ぬ所なく御作り遊されてム。抑此二神の御神徳ハ。實に廣大無邊にして。獨り吾大八洲國を作り玉いと



のみならず。廣く海外萬國をも殘る限なく御作り遊された  
て。諸ヶ様にいふ故。文德實錄。齊衡三年の處に十二月戊  
戌。常陸國上言。鹿島郡大洗磯前有神。新降云云。有兩怪石。見在  
水次。高各尺計。體於神造非人間石。鹽翁私異之。去後一日。亦有  
廿餘小石。在向石左右。似若待坐。彩色非常。或像沙門。唯無耳目。  
時神憑人云。我。是大奈母知。少比古命也。昔造此國。訖去。往東海。  
今爲濟民。更亦來歸。と詔玉ひこによりて。世界萬國を御作り  
なされて。地球上の人悉く御恩澤を蒙りて居る事も知るて  
。また此國より彼の外國を作りに御出なされ。此國の人民  
を救はむが爲に。御歸り遊されたる御事跡を見れば。吾國ハ  
神の御本國なる事をも明らり。知られて。實に有がたき御  
諭て。諸當年の五月頃。平山大教正ととも。彼の常陸國に

派出して。親しく御神跡ミカミを拜見ウヤミするに。今の大洗磯崎オホシロイソザキの神社  
ハ。山の半腹にあれども。往古ムカシハ海岸の巖イソホの上に在たといふ  
位でムに依て。其巖を見るに。三十疊敷計りの平なる盤石に  
て。四の穴があり。其中央に最も大なる穴が一有て。土俗之を  
傳へて。護摩壇石といふ。實に此邊の景況ケイキョウハ。口にもいひ盡せ  
ぬ善い景色でム。平山教正の詩に。水雲風月眼中流。美酒鮮鱗  
也モト自由。永有神明錫清福。大平洋上一奇樓。と賦られた。此一奇  
樓といふハ。魚來庵といふ清樓でム。ろとで拙者も「立りへる  
夕なみす」と磯の濱」と連歌一折を行ひましたでム。偕我國  
三千五百萬の人民ハ。皆神様より御命令を蒙りて生れ出た  
る者にて。神明の結ひ給ひし義兄弟なる事を。能々休任し。同  
心協力して。御國を富し兵を強くし。國を維持し奉り。又萬々

一國家の難事のあらむ時にハ。身命を擲ナゲルて忠勤を勵励み盡す  
べき事事也。昔孔子の弟子に閔ミン子騫ケンと云人が有有まりたが。此  
人ハ不幸にして。早く母を喪シナひたる故に。父後妻を迎ムカへて。二  
人の子が出来まりた故に。後妻が閔子騫を惡ゴみて。我實子二  
人人にハ。縮シヅの入りたる暖ヌクりき衣イを着キすれど。閔子騫にハ。蘆アシ花ハナ  
絮コと云ひて。葦アシの花の入りたる寒サムき衣イを着キせて。何ナニりにつけ  
て惡ワルしくあたれども。閔子騫ハ天姓至孝の生故セイコ。少オホくも怠オソら  
ず。孝道を盡ツクせり。或時極寒中に。父の車の御者ミヤをして他行せ  
しに。閔子騫ハ惣身冷寒ヒヤにて。思オモハて手に持テたる靴カブをはなせ  
しを。父ハ其とも知らず大に怒りまりた也。然シカるに閔子騫  
ハケ様サマと申譯マシハせまして。振ヒながら謹ツツみるる状サマを父  
ハつくくと見て。此コノハ全く怠オソりにあららず。後妻の庶シヤ子コを惡

みて。くゝる寒き衣を着せて置よる事を察して。夫より遂  
と後妻を離縁せむとする。閔子騫泣て云ふ。ハ。母様ま  
ませは私一人寒きのみふれど。母様のまさをねは。三人共寒  
へ苦しと云ふ故。離縁をする事ハやめました。が。此事を後  
妻のきゝて。大後悔し。夫よりハ三人とも。同様とした  
といふ事で。各方も此閔子騫の様を心となりて。此繼母の  
様な不慈な人があらうとも。義兄弟の信を篤くし。また大名  
持。少名彦神の御事跡に習ひ。同心協力して。皇國を猶此上  
層宜しき國となし。世界萬國より羨まる。やうと造り固め  
たき事で。

○村田權少教正講説

聽者筆記

目に見ぬ物とハ言。ト明暮の月日ぞもとの神のひかりと

此歌ハ雪玉集ニ載レル逍遙院内大臣實隆公の詠テ凡世の  
人誰モ神を敬ハぬ者ハないガ或ハ難澁になりテ斯様ニ苦  
勞スルヲ神の救ヒ下さらぬハ神の無クなど疑ヒ或ハ常の  
人の如ク世ニ出テ物言たまハぬ故祈ても御聞なさるう  
どうちリ杯惑ヒテ遂ニ不敬神ニなる人の先てもムぬガ此  
ハ神徳ヲ知らぬより始ル事ニ神徳ハ毎日蒙むル事テム今  
申シテ歌の「目ニ見ニ見ニぬものトハ言ト」とある如ク誰の目ニ  
モ神徳ハ見ニ居ル事ニ先毎朝東方より忘らみ世界萬國明  
らくなりテ人ヲはトメ萬物其照シ暖め下さるトよりテ絶  
ぎ生レ繼<sup>ス</sup>ハ誰モ高く見あげテ知ルル日の光りの御恩テム  
この日輪則天照大御神の坐す處ニ又月の影の夜ヲ照らし  
人ヲはしめ萬物モ其御惠ヲ蒙ルハ月讀尊の御神徳御恩テ

ム。日も月も世の中ハ移り替れども。御光の替らせらるゝ事  
なきハ。其を主宰給ふ神様の坐せはてム。此に依ても神の目  
こみゆる事を知らるゝがよろしい。さて人ハもとよりこて  
萬物共。其根元ハ皆神であれハ。我身を省ても。正しく神の  
御徳によりて世にある事ハ知らるゝてム。世の中ハ何とよ  
らぞ。神の守て。人の目とハ見えぬぞ。神よりハ明らくと御覽  
して善惡の行ハ能く御坐事てムれば。歩行する時ハ神の御  
前と出る心もち。坐する時ハ神の御前と待ゆ心となりて。何  
事も偽飾を爲ぬものトヤ。或田舎にて心得の悪き者が。人の  
作つた畑の芋を盗み取らうとして。幼子をつれて其畑へ行  
芋を盗むと人の來るを氣遣ひ。其子と。人來らば知らせよと  
言聞せしと。子の道はたと立て。四方を見張て有らば。父を呼

故驚いて。人々來たりと問ふ。子ハ空を指してあれ彼處と御月様り見て云ると言ふを聞て。其父悔悟して。盜を止むといふ談りあります。實と人々見ぬとて。油斷のからむ何處とも神様ハ坐て御覽あれ。慎むべき事て云。或人の不幸とて賊の爲と切害されと。其賊の何者とも不知し。一日藥店へ一人の男來ていふとハ。手を怪我ナカもしたれば藥を貰ひたし。此疵ハ竹よて切たるて。決して刃物とあらざと刃物の事を丁寧と何度も斷しに依て。藥店とて甚怪敷思ひ。其筋へ密と告て捕縛となり。彼人を切害したる賊とて。其時己と指を切たるなるが。此神のみなハして入せらる。故て云。偕神様の人を御守護あらせらる。ことハ。親の子を養育する如くて子ハ誰しも可愛ものなれど。子が一人前となりて何

もせむぶらくして。親の金銀家財を浪費し。果ハ親類中も  
承知せむ。遂ニ懲役を願ひ出てこらず事となりても。親の身  
ニハ矢張心配苦勞して居ると同じ事。神が人ハ人たる道  
を行へとて。不自由なく萬物を。人の爲ニ造り置下さるゝと。  
人たる道ハ行ハせして。むたニ萬物を遣ふと。懲さんとして。禍  
ハ難義を下し給ふも。心を改めさせむとの事。御惠の深よ  
りてム。天地の間ニ生とし生る物。盡く神の御心ニ隨ひて。夫  
々神の掟なされし道を守ると。若人として不善をすれば。萬  
物が皆背く故。差問のみ多くなるとム。善事をなせば。人ハ言  
ふ迄もなく。萬物も皆善事ニ感して助くるでム。雪中の筍。氷  
上の鯉など皆夫で。昔堀美作守親常の家來ニ長瀬某といふ  
士りありました。が。孝心厚き人で。老母ニ至よく仕へるうへ



其妻も又同じく孝心あつく。初め妻を娶るとき。孝心厚きものを娶たしと神様と願し程故。其如く孝心厚き妻を迎へたと申す事。で。偕長瀬の隣家にて井戸を掘た。水濁てくさく飲水とならぞ。依て遠方より汲せ。又ハ買て水を遣ふ故に。長瀬ハ吾居宅の前。深さ七八尺の井戸を掘て。酒樽二ツ伏せし。水漏て至て清く。近所の者皆々此水を汲用ひたるよし。其後長瀬度々住居の替る所々にて。井を掘。何れも清水漏出たりといふハ。全く孝行の神様の御心と叶ひ。水も亦感して清く漏出たのでム。孝行をすれば。親の前ハ居らぬ時も。其事ハ姿に付て居るでム。假令ハ人が日なたを行は必影がある。其影の如く善をなせば善の影があり。惡をなせば惡の影があり。此故と隠しても忽人ハ知られるでム。善惡ともハ此

現世はりりてなく。死後も其行よよりて神の御賞罰御處分  
りあるトヤ。夫らの事ハ皇國の傳計りてなく。支那の古書に  
も爲惡於昭々之中者。人得而誅之。爲惡於冥々之中者。鬼得而  
誅之とも見えて。世界萬國何國も神の御守あるハ同じ事  
ト。其證ハ武藏國某の村に藤右衛門と云者り在ましたが。或  
村の者と同道して旅をした途中で。其連の者を殺し金を奪  
ひ。死骸を溝の中へ棄て。知らぬ顔して過し。其奪ひし金にて  
商法を始めた處が如何なる事り。段々と豊榮え。十年程過た  
に。誰も其惡事と知りませんたり。或時村中の者が信州淺間  
山に參詣せむと思立て。藤右衛門も共に登山した處が。此山  
ハ富士と肩を並ると世にいふ高山で。殊に天明癸卯の年燃  
火した後ハ。滿山皆焦砂にて。草木無く。大なる燒石累々とし

て横ばり。火の燃出た處ハ。山の絶頂にて。十餘町計の大なる  
穴といふ事てム。其深さハ幾千丈あるり知れど。今ハ炎々と  
火ハ燃ハ雷聲ライセイの轟く如く。黒烟天を覆ひ。數十里の外より見  
にて。半腹以上の岩石の間より烟を吹き出シ。恐るるべき事富  
士山の類てハない。偕藤右衛門ハ人々と先達を頼み山ヲ登  
る。此日ハ快晴にて。空ハ一點の雲もなく勇イサミで山の半腹ま  
て登りし。俄ハ一天搔曇り黒雲覆オホひ。暴風砂イカサを飛ハシ路の  
側此處。彼處より火燃出其ありさま凌スナ敷恐コソしと言むりたな  
し。先達云。如此有様にてハ登山は出來難し。暫時休息せんと。  
一同休居るが。皆々恐れて。蹲踞ウツクふるへ居る時。空中ハ怪き聲  
高く藤右衛門フジウヱモンりふり取と云ふ。カフリカフリとハ登山の者白  
布フよて頭と包し物なり。藤右衛門大に  
恐れ。面色土の如くスなりて先達へ抱付たり。黒雲益ス覆下り。

咫尺を辨ぜざして。皆生た心地なく倒れ臥た處が少頃あり  
て。雲斂り天晴れ皆々左右を顧カミるミ。藤右衛門が一人見にぬ  
故。驚き尋ねた處が四五町さきの岩の角。引裂て死骸り掛  
てあつたと云ふ事ぞ。此ハ藤右衛門の罪を。人の知らぬと  
依て。神様のりやうと御罰となさるゝぞ。たとへ人口ハ遁クダ  
れても。神ハ免し給はさる事であれ。恐れりごとむへき事  
トや。如此神罰の著しきを聞ても亦御守護も如此なるハ疑  
ないぞ。何につけりつけ。朝夕神様の御恩徳カミシメナを辱く思ひ。  
御禮申上。其身其家の安全を祈り。いとよりも神の御徳を疑ウタガ  
ひ奉らぬ事ぞ。

○

教の意を詠る歌

權田直助

人皆ハ物ニまさると。古ヘゆ言ヒ繼レト。人皆ハ物ニヤ劣ル。物皆ハ人にヤほさる。鳥ハヒモ高くヒリけリ。獸ハ疾シモ走ル。走ハヒ人ハ及ハズ。翔ハヒ人ハ能ハズ。食ふトテハ手力盡シ。着るとテハ思ヒとらし。人皆ハ世ヒヒ渡ルヒ。鳥獸ハ然トハあらず。冬これハ厚キ毛衣。夏來レハうずキ羽衣。餓ぬレハ木の實草の實。天地のなレのまニ。朝暮ヒ安ク過セリ。ヒリレトモ人ハ人トテ。臣トシテ君ニまつルヒ。子トシテハ親ニイツリヘ。妻トシテハ夫ニ隨ヒ。弟トシテハ兄ヒウヤマふ。天地の道ヒたトルヒ。物皆ハ道ヒ志ラぬバ。親子のわりチモ忘レ。兄弟の差別モ知らズ。己リヒ食争ヘリ。ヒヒ思ヒ顧ミ。ヒヒ子等心勤メテ。道ヒらぬ物ニ劣ルト。言ルヒなゆメ。

天地の道あやまたず踏行て物と優れる人となれ人

○孝の詞

師岡正胤

一年の服。三年の喪といへる定ハ。いと善事になむ。それと其  
いはゆる世の中のさため。表面ウラハの事まで。すぐれて親おもひ  
の心深き人ハ。一年三年ハいふもさらなり。世の限忘るゝ事  
ハあらぬなり。歌人の名高く世と聞キコにたる藤原の道信朝臣  
の。除服の時詠れたる歌ハ。人の子たるもの誰も皆くあら  
まほしく思ふなり。ろの歌

限あれハげふ脱ヌ捨つ藤衣はてなまものハ涙なりけり

大講義 深川照阿 閱

明治十三年十月廿三日御届

(定價金拾錢)

東京府士族

編輯兼出版人

師岡正胤

東京麴町區有樂町  
三丁目二番地

東京京橋區惣十郎町五番地

賣捌所

太教新報社